

平成28年度尼崎市グリーンビークル普及促進対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、尼崎市が実施する、市内に使用の本拠を置くグリーンビークルの導入事業(以下「補助対象事業」という。)を対象とする補助金の交付手続き等について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (2) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。
- (4) 「リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として自家用自動車又は事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (5) 「グリーンビークル」とは、CNG自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車をいう。
- (6) 「CNG自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証(以下「自動車検査証」という。)に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているものをいう。
- (7) 「CNGトラック」とは、CNG自動車であって、貨物自動車運送事業(第二種貨物利用運送事業を含む。以下同じ)の用に供する自動車をいう。
- (8) 「CNGバス」とは、CNG自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車をいう。
- (9) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車と併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであって、自動車検査証にハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (10) 「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車(ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等(平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第5号)」で定められた基準エネルギー自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準に適合する自動車であり、かつ道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準に適合する自動車(以下「低排出ガス優良車」という。)に限る。)をいう。
- (11) 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車(ただし内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断基準等(平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号)」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ低排出ガス優良車に限る。)をいう。
- (12) 「電気自動車」とは、四輪車で、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車をいう。ただし、定格出力が10kW未満のものを除く。

- (13) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、エネルギー回生機能を有する四輪車以上の自動車であって外部からの充電が可能なものいう。
- (14) 「燃料電池自動車」とは、四輪車で、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。
- (15) 「補助対象事業完了の日」とは、補助対象事業に係る車両の登録を終了した日をいう。

(補助対象事業)

第3条 市長は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、補助対象事業者に対して、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助するものとする。

2 補助対象事業の目的及び補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、平成28年1月28日（土日祝日除く。）までに、補助金交付申請書（様式第1号）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請者であって、平成28年4月1日から同年11月30日（土日祝日除く。）までの間に、グリーンビークルの新車新規登録をしたもの又は使用過程車のCNGトラック又はCNGバスへの改造を行い自動車検査証の交付を受けたものは、補助対象事業完了の日（当該日が平成28年4月1日から同年7月31日までの間のいずれかの日である場合にあっては、同年8月1日）から30日を経過した日（土日祝日除く。）までに補助金交付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、市長が別に補助金交付申請書の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

(交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、別表の定めるところにより補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

なお、交付決定の段階で、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行う。

2 市長は、前条第2項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、別表の定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定及び額の確定を行うものとする。

3 前2項の補助金の交付決定は、交付申請を受けた順序（2以上の交付申請が同時になされた場合又はその先後が明らかでない場合にあっては、それらについて抽選により決定した順序）により、予算の範囲内で行うものとする。

4 市長は、交付決定について、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の計画変更の承認申請）

第7条 交付決定者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第8条 交付決定者（第5条第2項の規定により、交付決定を受けた者を除く。以下次条から第11条までにおいて同じ。）は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第9条 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助対象事業事故報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助対象事業完了の日から遅滞なく、また平成29年3月31日（土日祝日除く。）午後5時までに、補助対象事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第11条 市長は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第10号）により補助金の額の確定について交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第12条 前条の通知又は第5条第2項の通知を受けた交付決定者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金支払請求書の提出があったときは、その内容が適正であることを確認したうえ、補助対象事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) この要綱の目的に反して補助対象車を使用したとき。

- (6) 第15条の規定による報告等について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 法令又は条例若しくはこの要綱に違反したとき。
- (8) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2項から第4項までに該当するとき。
- (9) 暴力団等の利益になるとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(事業に係る報告等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業について随時報告を求め、又は指導及び調査することができるものとする。

(事業完了後の監査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の適否及びその成果に関し、監査できるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 交付決定者は、補助対象経費により取得した財産(以下「取得財産」という。)を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付決定者は、別表に掲げる財産処分制限期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

3 交付決定者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第2項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(帳簿の保存義務)

第18条 交付決定者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了の日から5年間保存しなければならない。

(細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年8月1日から実施する。

(要綱廃止)

2 平成27年度尼崎市グリーンビークル普及促進対策費補助金交付要綱(平成27年8月3日以下

「旧要綱」という。)は、廃止する。ただし、平成27年度以前に旧要綱の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。

別表

補助事業名	運送事業者へのグリーンビークル普及促進補助事業		
補助事業の目的	事業者等に対して、グリーンビークルの導入事業に要する経費の一部を国と協調して補助することにより、グリーンビークルの普及を促進し、もって自動車排出ガスによる大気環境汚染の改善及び地球温暖化の防止に資する事を目的とする。		
補助対象事業	CNGトラック及び優良ハイブリッドトラックの新車導入	CNGバス及び優良ハイブリッドバスの新車導入	使用過程車のCNG車への改造
補助対象事業者	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、リース事業者（ただし、賃料総額に補助金相当額部分の値下がり反映されることを要件とする。）その他これらに準ずるものとして市長が認定した者		
補助対象経費	車両本体価格（新車の改造によりグリーンビークルを導入する場合は、改造に要する経費を含む。）		CNG車への改造に要する経費
補助率	1 / 1 2	1 / 4	1 / 3
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。 ただし、トラックの場合は通常車両価格との差額（CNG自動車への改造費相当額）に1 / 6、バスの場合は通常車両価格との差額（CNG自動車への改造費相当額）に1 / 2（経年車の廃車を伴う場合）又は1 / 3（新車導入のみの場合）を乗じて得た額が、当該補助対象経費に補助率を乗じて得た額よりも少ない場合には、当該差額に1 / 6（トラックの場合）、1 / 2（バスの場合（新車導入のみ場合は1 / 3））乗じて得た額以内とする。 なお、トラックについては、1台につき500千円を上限額とする。		
補助金の額の確定	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額 (2) 補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合には、当該変更後の額）		
財産処分の制限	低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）交付要綱（平成28年3月31日付け国自環第241号、国自旅第384号、国自貨第158号）（以下国要綱）に定める期間とする。		

備考

- 1 補助対象事業については、国要綱に基づき、補助金の交付を受ける車両であること。
- 2 「経年車」、「廃車」の取り扱いについては、国要綱に準じるものとする。ただし、廃車する自動車は本市の区域内に使用の本拠をおくものに限るものとする。
- 3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。
- 4 「通常車両との差額」については、低公害車普及促進対策費補助金（環境対応車導入事業）に関する運用方針（平成28年3月31日付け国自環第243号、国自旅第386号、国自貨第160号）に定める金額とする。
- 5 補助金交付決定額及び補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

補助事業名	グリーンビークル導入補助事業
補助事業の目的	事業者等に対して、グリーンビークルの導入事業に要する経費の一部を補助することにより、グリーンビークルの普及を促進し、もって自動車排出ガスによる地球温暖化の防止及び大気環境汚染の改善に資する事を目的とする。
補助対象事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車のリース導入及び新車導入。 電気自動車、燃料電池自動車については、自動車検査証に記載される用途が乗用又は貨物であるものに限る。 プラグインハイブリッド自動車については、自動車検査証に記載される用途が乗用であるものに限る。
補助対象事業者	次に掲げるいずれの項目にも該当しない個人又は法人の事業者、またはそれらを対象としたリース事業者（ただし、賃料総額に補助金相当額部分の値下がりが反映されることを要件とする。） (1) 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人 (2) 電気事業者（「日本標準産業分類」における小分類 331 に分類される事業者であって、電気自動車を購入する場合に限る。） (3) 水素ガス事業者（「日本標準産業分類」における中分類 34 に分類され、水素ガスを取り扱っている事業者であって、燃料電池自動車を購入する場合に限る。） (4) 自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類 3111 及び 3112 に分類される事業者） (5) 自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類 5421 に分類される事業者） (6) 自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類 5911 及び 5912 に分類される事業者） (7) 総合リース事業者（「日本標準産業分類」における細分類 7011 に分類される事業者であって、上記(1)～(6)に対してリースするためにグリーンビークルを購入する場合に限る。） (8) 自動車賃貸業者（「日本標準産業分類」における細分類 7041 に分類される事業者であって、上記(1)～(6)に対してリースするためにグリーンビークルを購入する場合に限る。） (9) その他グリーンビークル導入補助に当たり不相当と認められる事業者等
補助対象経費	車両本体価格
補助金の額	電気自動車については、25万円。 プラグインハイブリッド自動車については、15万円。 燃料電池自動車については、60万円。
財産処分の制限	4年間とする。

備考

- 1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない。